

身近な課題にも果敢に挑戦

ペイオフ解禁拡大

4月1日から、予定通りペイオフ解禁を拡大し、日本の金融システムが公的資金に頼らない、自立した、国際的にも平常時の状態になったことを明らかにしてまいります。

これまでの、金融機関が多額の不良債権を抱えており、金融システムに対する不安の高まりなどを背景に、臨時異例の措置として平成8年から預金全額保護の特例措置がとられてきました。預金全額保護は、万が一金融機関が破綻しても、預金を全額払い戻せるよう、金融機関が預金保険機構へ納めている預金保険料でまかないきれない部分を税金でカバーするという仕組みです。この特例措置は、平成14年4月に定期預金に関してはすでに解禁されていましたが、今回の解禁拡大により、国民の税負担まで求めて預金を全額保護するという体制から、預金の一部カットされることもありうるという本来の体制に完全に移行することになります。

ペイオフ解禁拡大により、預金者は厳しい目で、自分の大切なお金を預ける金融機関を選別するようになりますので、金融機関側としても、一段と緊張感を持って経営基盤の強化と収益力の向上、また丁寧な情報開示に取り組むことが期待されます。この結果、金融システム全体の効率化、ひいてはわが国経済の活力の維持・向上につながるものと考えています。

預金等保護の姿	
預金等の分類	平成17年4月から
決済用預金	当座預金・利息のつかない普通預金等
一般用預金	利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・元本補てんのある金銭信託(ビッグなど)等
外資預金、元本補てんのない金銭信託(ヒットなど)、金融債(保証預り専用商品以外のもの)等	保護対象外
合算して元本1,000万円までとその利息等を保護	
全額保護(恒久措置)	

2005.3.2 朝日新聞

待ったなし 金融業界

ペイオフ来月全面解禁

口座の「名寄せ」大詰め

農漁協信用強化策急ぐ

「システムは安定環境整備した」

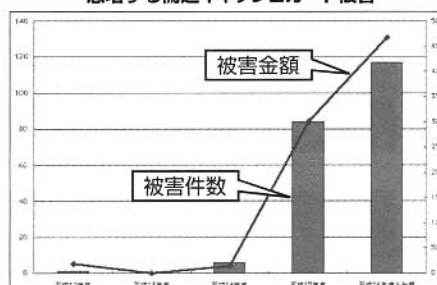
伊藤金相に聞く

偽造キャッシュカード問題

知らないうちに銀行のキャッシュカードを偽造され、預金引き出される事件が急増しています。

私は、今までの要請に加え、さらにこの問題への対応を進めるよう指示するとともに、被害の実態調査を行いました。そして、本年2月に取りまとめられた調査結果を受け、預金を取り扱う全金融機関に対しカード等による偽造防止や一日当たりの引出し限度額の引き下げ、被害者に対する補償のあり方の検討など対策の徹底を要請いたしました。また、同時に有識者による「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ」を立ち上げ、被害を受けた預金者への補償のあり方等について4月下旬を目処に結論を得られるよう、検討を進めています。

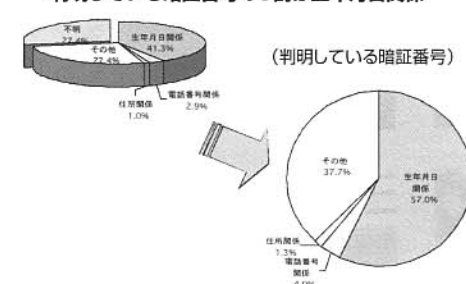
急増する偽造キャッシュカード被害



偽造キャッシュカード被害の実態調査結果(概要)

- 2004年度上半期の偽造キャッシュカード被害件数は117件で4億6800万円に達する。
- 被害にあった預金口座の90%が関東地方に集中。
- 100万円超の被害は、60%。
- 引出し回数がもっとも多いのは、深夜のコンビニATM。
- 約95%は3日以内に引出される一方、3日以内に被害に気付いたのは全体の4分の1。
- 被害にあったカードの暗証番号が判明しているもののうち、約6割が生年月日を使用。
- スキミング被害にあった心当たりのある場所は、ゴルフ場が最多。

判明している暗証番号の6割は生年月日関係



2005.2.23 東京新聞

「有無」どこで線引き

被害者補償

実効力伴う法制化なるか

偽造キャッシュカード被害に関する調査結果

金融経済教育

金融をめぐる状況も、個人を取り巻く金融環境も変わりつつあります。そうした中で、人生を豊かにしていくために、ライフステージの様々なお金との付き合い方を学んでいく、そういう機会を増やしていくことが非常に重要になっていくと考えます。

そこで、今後の金融教育をどのように充実すべきか等について、社会人教育や義務教育の現場に精通されている方、金融経済教育に精通されている有識者の方々に、議論いただくため、「金融経済教育懇談会」を大臣の私的懇談会として設けることといたしました。

2005.3.3 第1回金融経済教育懇談会会合にて挨拶



利用者保護のために

「金融改革プログラム」は、利用者の利便性の向上と利用者保護の徹底を二つの重要な柱として掲げています。

銀行、証券、保険が提供する金融商品・サービスの販売チャネルが広がったり、逆に一つの金融機関に立ち寄るだけで多様なサービスを受けることが出来るようになれば、今までより便利になります。こうした利便性の向上につながるように環境を整備していきます。

一方、利用者保護を徹底させていくために、時代にあった利用者保護の法的な枠組みを作っていく必要があると考えています。最近では、アイドルの卵に投資する「アイドルファンド」や学校が資金調達を目的に生徒の父兄などを対象に発行する「学校債」など、新しい金融商品が次々に登場しています。こうした新しい金融商品やサービスは、従来の定義に当てはまらず、投資家保護の仕組みがありません。法律の隙間を突いて、不正販売や悪質な勧誘を行う悪質業者が横行することを懸念しています。このような問題に個別の法改正によって対応するのではなく、現行法を抜本的に見直し、さまざまな金融商品を網羅的にカバーできる新たな法律「投資サービス法(仮称)」の制定を検討してまいります。

2004.12.10 日経金融新聞

「投資サービス法」へ始動

金融庁 2006年制定めざす

投資家保護へ幅広く規制

対象商品巡り対立も

信頼できる利用者保護ルールの枠組み

銀行法、証券法、金融債法、商品ファンド法、保険法

投資サービス法

国際的にも活躍

大臣就任後、来日する海外の金融監督当局責任者との会談を積極的に重ねただけでなく、昨年12月26日から27日にかけて北京を訪問し、金融担当大臣としてはじめて劉明康銀行業監督管理委員会主席と会い、周小川中国人民銀行総裁とも会談を行いました。日本と中国の経済連携が深まる中、金融面でもつながりは強まっています。今回自ら中国を訪問させていただき、両国の責任者同士の信頼関係を築くことができました。

また、1月5日から9日にかけては、英仏両国を訪れ、マッカーシー英国金融サービス機構長官(右記事)、キング・イングランド銀行総裁、ノワイエ・フランス銀行総裁らと会談を行いました。日本及び英仏を含む欧州における金融セクターの動向や金融行政の取組み、経済状況について意見交換をさせていただき、信頼関係をさらに深めてまいりました。

2005.1.9 静岡新聞

金融行政転換アピール

訪欧中の「利用者重視の未来志向」

金融相「英仏は、預金や保険を『金融相』が守るべき金融商品として、積極的に保護する『金融相』の役割を、改めて感じた」と発言

「パリ8日訪問」欧州訪問中の伊藤金相は、金融相としての役割を、改めて感じた。金融相としての役割を、改めて感じた。金融相としての役割を、改めて感じた。